

マイヅルテンナンショウ

- 1 種名
和名 マイヅルテンナンショウ（被子植物単子葉類サトイモ科）
学名 *Arisaema heterophyllum*
- 2 概要
草原や河畔林などに生育する多年草。高さ60～120cmで球茎に子球を形成する。葉は1個で、鳥足状に17～21枚の小葉をつける。
- 3 指定要件
県内における生育個体数が50未満であると推定されていることから、規則第19条第1項第4号の「個体群の成熟個体数が250未満であると推定されるものであること」に該当する。
- 4 届出に係る捕獲等の禁止・制限事項（条例第20条第2項関係）
条例第20条第2項の「指針に適合しないものであるとき」は、次のとおりとする。
 - (1) 学術研究、増殖その他保護のための行為として認められない場合
 - (2) 捕獲等を行う区域において、個体数が著しく少ない場合、繁殖に支障をきたすと予想される場合その他の種の保護に支障を及ぼすおそれのある場合
 - (3) 適切な栽培施設を有しないことその他の事由により、捕獲個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合
- 5 捕獲等の届出の適用除外（条例第20条第6項第2号関係）
条例第20条第6項第2号の「指針に定める場合」は、該当なしとする。
- 6 捕獲等の届出の適用が除外される生息・生育状況調査（規則第23条第2号）
規則第23条第2号の「指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査」は、該当なしとする。